つながる社会保障サポートセンター・メーリングリスト運営規則

２０２０年９月２４日　制定

第１条（目的・対象）

１　この規則は、当法人が主管・管理するメーリングリスト（以下「当法人ＭＬ」という。）の設置及び利用について定める。

２　当法人ＭＬとは、電子メールによる参加者の発言内容について、参加者全員が電子メールにより受信して閲覧することのできるシステムをいう。

第２条（管理）

１　当法人ＭＬに管理者を置き、事務局がこれを担う。

２　管理者は、当法人ＭＬ参加の登録、参加者に対する注意警告、第５条に定める各手続及び相当な理由のあるときの当法人ＭＬの閉鎖等を行う権限を有する。

第３条（当法人ＭＬ）

１　当法人は、会員間の当法人の目的事項に関する意見交換及び当法人ないし会員間の連絡のため、当法人ＭＬを開設し、主管する。

２　当法人ＭＬには、当法人会員のうち、この規則を遵守する者が参加できる。

３　当法人が複数の当法人ＭＬを開設した場合、管理者はそれぞれの当法人ＭＬの目的に応じて、参加者の要件を設けることができる。

４　当法人ＭＬに参加する者（以下「ＭＬ参加者」という。）は、いつでも管理者に対し、当法人ＭＬからの脱退手続を求めることができる。

第４条（ＭＬ参加者の義務）

１　ＭＬ参加者は、以下の事項を遵守しなければならない。

（１）法令に違反する発言、他人の権利を侵害する発言、他人に経済的・精神的損害を与える発言、脅迫的な発言、他人の名誉を毀損する発言、他人のプライバシーを侵害する発言、いやがらせや他人を誹謗中傷する発言、猥褻・猥雑な発言、品性を欠く発言、罵詈雑言に類する発言、嫌悪感を与える発言、民族・人種・性・障害・出生・マイノリティなどへの差別につながる発言、倫理的観点から問題のある発言をしない。

（２）発言に際しては、発言者が誰かわかるようフルネームで氏名を表記し、架空名や他人を装った名前で発言しない。

（３）１メガバイトを超えるファイルを添付しない。

（４）転送ＯＫ・拡散歓迎など発言者の了解が明記されていない発言は、他に転送したり、引用して発表したりしない。転送する場合は発言者の許可を得ること。

（５）ウイルスメールやチェーンメールなど他人に迷惑のかかるメールを送信しない。

（６）当法人ＭＬに登録したメールアドレスには、自動返信あるいは転送等によって、当法人ＭＬの管理に支障を生じさせるような設定をしない。

（７）発言は、当法人ＭＬの目的に適合したものに限定し、目的から外れた発言や、同種の内容を大量に繰り返す発言など、受信者にとって迷惑なメールを送付しない。

（８）発言の内容により、プライバシー保護や、より深い検討が必要なテーマについて、管理者が当該ＭＬから切り分けて、別の当法人ＭＬ（「相談箱」など）に移行する決定をした場合は、その決定に従う。

２　ＭＬ参加者は、以下の事項について努力しなければならない。
（１）当法人ＭＬの議論のために不可欠な部分を除き、依頼者、支援者又はその他の者に関する個人情報は記載しない。
（２）外字、機種依存文字などいわゆる文字化けのおそれのある文字は利用しない。
（３）個人間の連絡に用いることは避ける。
（４）メールには適切な件名をつけ、受信者が件名にて内容がわかるようにする。
（５）件名は、できる限り簡略なものとし、長文な件名のメールを発信して、受信者に迷惑をかけることのないようにする。
（６）発言に際しての他者の発言の引用は、できる限り省略し、データ量を節約する。
（７）各人の使用するコンピュータがウィルスに感染していない状態にする。
（８）サーバーの負荷を軽減し、すべての参加者が正常に受信できるようなメールの発信に努める。
（９）メールアドレスの変更がある場合は、変更前と変更後の内容を記載して事前にメールにて管理者に届け出る。
（１０）管理者の注意等には従い、ＭＬ参加者にできる限り迷惑がかからないようにする。

第５条（削除等）
１　管理者は、法令に違反する発言又は前条に反する発言については、発言者の承諾を得ることなく当該発言を削除することができる。
２　管理者は、法令に違反する発言又は前条に反する発言を繰り返し行った者については、以下の手順により、当法人ＭＬの利用を禁止することができる。
（１）管理者が、上記に該当すると判断した場合には、該当者の当法人ＭＬ登録を削除する。
（２）削除された者は、管理者に対し、書面にて不服を申し立てることができる。
（３）不服申立の結果、削除の理由がないと判断された場合には、代表理事は、該当者を当法人ＭＬに復帰できるよう管理者に命じ、管理者はこれを復帰させなければならない。

第６条（管理上の利用停止）
管理者は、当法人の機器の整備のために必要があるときには、事前にＭＬ参加者に予告した上で、当法人ＭＬの利用を一時的に停止することができる。

第７条（免責）
１　当法人は、当法人ＭＬにおける発言の内容について、その正確性、有用性等の保証はしない。
２　ＭＬ参加者が、当法人ＭＬでの発言により他の会員又は第三者に損害を与えたときは、すべて当該発言者の責任と費用をもって解決を図るものとし、当法人は他の会員又は第三者に対して一切責任を負わない。

第８条（改定）
１　当法人は、本規則をいつでも改定できるものとし、改定した場合は速やかに当法人ＭＬに投稿する方法で通知する。
２　ＭＬ参加者は、前項の変更を承諾しない場合は、当法人ＭＬから脱退することができる。